

R3 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
1	畑野町自治会	消防分署（西部出張署）の設置について 元年度の西部地区ブロック地域こん談会で「南丹市のエリアも含めて設置する考えで進める。地元協議をする」とあったが、進捗状況と実現への見通しは	消防署所の配置については、亀岡市、南丹市及び京丹波町の2市1町で構成される京都中部広域消防組合で協議し、決定されているところです。 現在、各地における消防署所の配置状況は、亀岡市2ヶ所（亀岡消防署本署、東分署）、南丹市4ヶ所（園部消防署本署、八木出張所、日吉出張所、美山出張所）、京丹波町に1ヶ所（丹波出張所）の計7署所が配置されています。 消防署所の配置基準は、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示H26.10.31改正）により、目安が示されています。 同指針によると、「市街地の人口1万人～3万人に対して1署所」、（中略）、「7万人～10万人に対して3署所」「11万人～14万人に対して4署所」であり、地域の地勢、道路事情、建築物の構造、その他の諸事情を勘案した数とされています。 京都中部広域消防組合の管内は、2市1町という広域な面積を管轄しているため、緊急車両の到着に時間を要することや新たな署所を設置することについては、京都中部広域消防組合と消防組合を構成する市町全体の負担となることから、人口分布状況や各市町の財源事情等を亀岡市西部地区だけでなく、南丹市を含む周辺エリアの人口動態等を総合的に判断していかなければなりません。 亀岡市としましては、西部地区において、出張所等の設置を要望される声が大きいかを充分承知しており、地域の状況に応じた消防署所の設置は必要であると考えているため、第5次亀岡市総合計画に記述し、検討の機会を失わないようにしております。 現在、京都中部広域消防組合全体の消防力強化についての協議を進めており、その中でも西部地域への消防拠点施設の必要性について強く要望しているところです。 今後につきましても、消防署所の設置について、検討していただくよう継続的に働きかけていきたいと考えておりますので、地域のみなさまにおかれましては、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。 なお、火災や救急などの災害対応については、町民の皆さまを対象にした消火器や消火栓取扱訓練を実施するとともに、AEDを使用した救急講習会を開催することにより、災害発生時における被害の軽減や救命率の向上に努めていただきますようお願いいたします。	総務部長	⑥その他	文書回答のとおりです。

R3 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
2	畑野町自治会	住民の移動手段の確保 高齢者の移動実態のアンケートより、地域主体型交通の必要性が明らかとなっている。第5次総合計画における公共交通体系の構築は具体的にどのようなもので具現化に向けた取り組みはどのようなか	第5次亀岡市総合計画及び令和元年度より運用しています「亀岡市地域公共交通網形成計画」の基本理念は、「地域に根ざした持続可能な公共交通」としており、この実現には地域住民の協力が不可欠であり、地域の交通は地域で支えていくためのシステムを構築していく必要があると考えているところです。 その具体的な方法の一つとして、地域主体型交通の導入が考えられ、市内では東別院町自治会や旭町自治会において、高齢者をはじめとする地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、福祉の向上を目的として、地域主体型交通が実施されているところです。 本市としましては、ふるさとバス・コミュニティバス・路線バスの利便性の向上を図るとともに、こうした地域のまちづくりなどの地域戦略と一体となった地域公共交通ネットワーク・サービスの形成に努めており、今後も継続的に取り組んでまいりたいと考えております。 つきましては、畑野町自治会におかれましても、地域主体型交通の導入をお考えいただき、一度、公共交通担当の桂川・道路交通課へ相談いただけましたなら、先進地事例の紹介、制度の案内等、積極的にお手伝いをさせていただき地元と協調して取り組んでまいります。	まちづくり推進部長	③検討	文書回答のとおりです。

R3 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
3	畑野町自治会	畑野町の地域振興施策 地域の特色に応じた土地利用を推進するために、自然と触れあうレクリエーションの場、自然の大切さを学ぶ環境学習のフィールドとしての方向性が示されたが具体的にどのようなものか。具体的施策事例などを提示してほしい	第5次亀岡市総合計画の基本構想においては、エリア別土地利用の基本方針として、地理的特性を活かしながら市域を①緑、②街、③実り、④潤いの4つのエリアに区分し、計画的な土地利用を進めることとしています。畑野町は山林地域を緑のエリアとするともに、幹線道路沿いを実りのエリアとしています。緑のエリアの土地利用の方向性としたしましては、多様な公益的機能を有する森林の保全を基本としつつ、地域資源を活かした多様なレクリエーションや自然の大切さを学ぶ環境学習のフィールドとして多面的な活用を図ることとしておりますが、今後10年の市域全体の大きな方向性を示すものであり、地域の特性に応じ、活用を検討することになります。また、実りのエリアにおいては、優良な農地を保全するとともに、移住定住を促進することとしているところであります。 人口減少と若年層の転出については市域全体の問題でもあり、本市においては京都府の「移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例」に基づき、市内に12か所の移住促進特別区域の指定をいただき、空家及び耕作放棄地等農地の活用による移住を促進するとともに、地域の居住環境の保全に取り組んできたところです。 しかし、場所にとらわれない働き方、住まい方の広がりに伴い、人々の価値観が大きく変化するとともに、コロナ禍を機に二地域居住の考え方に注目が集まるなど、移住に対するニーズが多様化しつつある中、様々なニーズに対応した移住を促進するとともに、いわゆる関係人口と称される方が活躍できる地域づくりを推進することにより更なる地域の活性化を図るため、京都府において制度の改正が進められていると聞いております。 詳しい内容はこれからとなりますが、各自治会とも情報を共有してまいりたいと考えておりますので、畑野町におかれましても1つのきっかけとして、各種制度の有効活用をご検討いただければと考えております。	政策企画部長	⑥その他	文書回答のとおりです。

R3 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
4	畑野町自治会	民生委員の負担増への対応について 民生委員の負担増に対する改善に向けた考えを示してほしい	・定数見直しの考えについて 民生委員児童委員の皆様には、地域の見守り活動や必要な専門機関へのつなぎ役として、役割を担っていただいております。地域で高齢化が進む中、負担も増加していると認識しております。ただ一昨年もお話させていただいたと存じますが、定数増は候補者推薦に苦慮されることにもつながるため、慎重に対応しているところです。令和4年度の一斉改選に向けた定数の見直しにつきましては、西部地区民生委員児童委員協議会とも協議を行い、現状維持として府へ報告しているところです。 ・サポーターの配置について 民生委員の活動を支えるサポーターについては、各地区に対応した配置は予算面や人員確保の観点から困難と考えております。民生委員の皆様からはどのように対応すればよいか分からないケースについて、支援を求める声が多いことから、市地域福祉課内に「民生委員支援窓口」を設置し、困難な事例については市の地域福祉支援員と一緒に福祉サービスの利用に繋いでいくなどの支援を行い、委員活動の負担軽減に努めているところです。 ・地域福祉の担い手の第一人者とする考えについて 民生委員法第1条により民生委員は「社会福祉の増進に努めるものとする」とされ、また第14条には社会福祉に関わる民生委員としての職務が明記されており、民生委員は住民と行政をつなぐ橋渡し役として、地域福祉推進の役割を求められています。 現在も地域の民生委員の皆様は、地域住民にとって気軽に相談できる一番身近な存在であり、地域福祉推進にとって大変重要は存在であると考えております。今後とも地域の交流事業やサロンの実施、また身近な相談役として、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。 (続く)	健康福祉部長	⑥その他	文書回答のとおりです。

R3 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
4	畑野町自治会		(続き) ・第5次総合計画の中の位置づけについて 民生委員、児童委員の皆様につきましては、地域福祉を担う人材として、また民生委員法や児童福祉法により行政の協力機関として位置づけられています。第5次総合計画では、地域福祉の推進や包括的な相談支援のための連携すべき機関として位置づけているところです。 ・民生委員にもとめていることについて 民生委員の災害時の活動については、平成19年の民生委員制度創設90周年に際し、全国民生委員児童委員連合会が「災害時一人も見逃さない運動」を提唱したことに始まり、この後全国各地の民児協において災害時要援護者台帳や災害福祉マップ作成の活動につながりました。その後に発生した東日本大震災では56人の民生委員が亡くなられたことなどにより、委員の安全確保とともに果たすべき役割などの課題が浮き彫りにされたことから、現在では「災害時要援護者の支援は委員だけでなく地域ぐるみの取り組みが必要」とされ、また「平常時の取り組みが重要である」とされています。東日本大震災後は災害対策基本法の改正などにより、従来任意であった名簿の作成も市町村の義務となるなど要配慮者支援そのものを取り巻く環境が激変してまいりました。これらのことから災害発生時にはご自身とご家族の安全確保を確実に図っていただいたうえで、地域の実情に応じ、一人ではなく地域の自治会や他の民生委員とともに安否確認や避難の手助けなどの役割を期待しているところです。 亀岡市民生委員児童委員協議会は、長年災害時要配慮者支援活動に取り組んでおられます。こうしたことから、地域の要配慮者の状況を最も把握しておられる民生委員に従来から災害時を含む要配慮者の支援活動をお願いしてきております。災害時の支援のためには、何よりも平常時の取り組みが重要であることから、名簿提供時に要配慮者の状況把握や行政との連携をお願いしたいと考えております。 (続く)		⑥その他	文書回答のとおりです。

R3 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
4	畑野町自治会		(続き) ・市民啓発について 地域福祉を担う人材育成と福祉への関心を向上させる市民啓発については、昨年来、新型コロナ感染防止のため、市民参加の事業は開催できていない状況にありますが、福祉への関心を向上させるような取り組みを関係機関と連携しながら進めていきたいと存じます。		⑥その他	文書回答のとおりです。